

「農業新技術 2007」について

「農業新技術 2007」とは何ですか。

- ・ 国内農業の体質強化等、現下の農政課題の解決に資する技術（研究成果）を迅速かつ着実に農業生産現場等に対して普及し、活用を図っていくため、近年の独立行政法人研究機関等の研究成果のうち、農政上の課題や現場ニーズに適確に応えうる技術であり、今後、早急に現場への普及・定着を図っていくべき重要な研究成果を「農業新技術 2007」として選定することとしました。
- ・ 選定に当たっては、独立行政法人研究機関等の研究成果の中から、
 - ①重要政策課題の解決に資するものであること、
 - ②大きな波及効果が期待されるものであること、
 - ③現場への普及のため、補助事業等の推進手法が用意されていること等の観点から、行政部局、普及部局、技術会議が協議の上選定します。

「農業新技術 2007」を打ち出すことにより、どのような効果が得られるのですか。

- ・ 「農業新技術 2007」については、その技術の選定から現場への普及に至るまで、省内外の関係者が認識を共有し、連携強化を図りつつ普及を推進していくこととしており、これらを通じて重要技術の現場への普及・定着の加速が図られるものと考えられます。

どのように「農業新技術 2007」の普及・定着を図っていくのですか。

- ・ 普及・定着の推進に当たっては、技術会議事務局、行政部局、普及部局が連携し、補助事業における活用、都道府県の普及指導計画へ反映を通じた普及指導の推進、ホームページやメルマガによるPR、独立行政法人研究機関による技術的サポート、地域農業研究・普及連絡会議（仮称）の場等多様な方策を活用し、現場への迅速な普及・定着を図っていくこととしています。
- ・ また、現在、「農業新技術 2007」を含め、研究成果の普及・実用化システムに関する実施要領の策定を検討しているところであり、本要領の施行により、地方農政局、都道府県に対して、基本的スキームを周知していきます。